

# 道路災害防除工事における「概算数量による発注」について

## 1 対象工事

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」で実施する道路災害防除工事について、早期対策による民生の安定を目的とし、既存の測量・設計成果がなく発注段階で工事実施数量を正確に把握できない工事箇所のうち次のいずれかで対策工法が決定している箇所については、実測図面を示さない「概算数量による発注」を活用することとしました。

(工法1) 既設吹付工・法枠工の補修(吹付背面の空洞処理(裏込め注入)、補強(吹付工(上吹補修)、吹付枠工)、既設吹付・法枠工の撤去(はつり工)ならびに吹付工、吹付枠工、モルタル・コンクリート補修等を想定)

(工法2) 裸地法面への吹付工、吹付法枠工(新設)

(工法3) 落石防護網工(撤去再設置)

(工法4) その他、構造計算を要しない法面保護工

## 2 測量等の費用の計上

「概算数量による発注」にあたっては、工事着手前に施工範囲等を確認するための測量調査等が必要となるため、その費用を適切に計上します。測量調査等の費用については、発注時に、業務の諸費用を含めて準備工として計上し、工事の間接費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)の対象とはなりません。

測量調査等の成果については、監督員の段階確認を受けると共に、成果品として整備してください。

## 3 測量から工事着手までの流れ

- ① 受注者は、監督員と協議のうえ、準備工として計上している測量業務等により工事着手後直ちに測量等を行い、成果を監督員に提出してください。

測量の区分は「公共測量」または「その他の測量」として実施するものが想定され、その取り扱いは下表のように異なりますので、詳細は発注者に確認願います。

### 【 測量の内容による区分 】

| 測量の実施内容               | 測量の区分  | 測量の実施業者                    | 主任技術者                                 |
|-----------------------|--------|----------------------------|---------------------------------------|
| 中心線測量、縦断測量等、横断測量以外も実施 | 公共測量   | 測量業の登録がある者<br>(作業規程の準則第7条) | 測量士<br>(作業規程の準則第9条)                   |
| 横断面測量のみ               | その他の測量 | 工事業者又は測量業者<br>(規定なし)       | 測量士、<br>小規模の場合、測量士補も可<br>(県測量作業要領第5条) |

- ② 測量成果に基づく設計(施工範囲の決定)は原則として発注者が実施します。受注者は監督員から工事内容について指示を受けてください。
- ③ 準備工、本工事の内容については、設計変更ガイドラインに基づき、適切に設計変更を行います。
- ④ 工事内容について指示を受けた後は、通常の工事の進め方と同じです。

## 4 工事実施にあたっての留意事項

- 掘削の設計数量は、測量成果に基づく土坪計算により算出するものとします。実施数量については、運搬ダンプ台数や残土処分場の地形の変化量等の検収により、適切に確認することとしてください。
- 吹付工、法枠工等既設構造物の撤去における健全度評価は、施工範囲の決定根拠として重要であることから、必ず記録を残し、監督員と撤去範囲の確認を実施してください。